

神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第5号

神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則（平成30年5月規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>第4条 削除</u> (施行細目の委任) 第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、 <u>主管局長</u> が定める。 別表第2（第9条関係） (1)～(14) [略] <u>(15) コミノネズミモチ（シナイボタ）</u> <u>(16)～(30) [略]</u>	<u>(指定外来種)</u> <u>第4条 条例第1条第4項に規定する規則で指定するものは、アカミミガメとする。</u> (施行細目の委任) 第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、 <u>所管局長</u> が定める。 別表第2（第9条関係） (1)～(14) [略] (15)～(29) [略]

様式第2号から様式第5号までの規定中

「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
.....^①」 を
「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
.....」 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書及び届出書（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による申請書等は、新規則による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

（規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正）

4 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

規則名	条項又は 様式番号
[略]	[略]
神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則(平成30年3月規則第28号)	[略]

規則名	条項又は 様式番号
[略]	[略]
神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則(平成30年3月規則第28号)	[略]
神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則(平成30年5月規則第1号)	様式第2号
	様式第3号
	様式第4号
	様式第5号